

(2005年3月24日「追加意見の提出」 根本 郁芳)

## 1. 侵害訴訟について

- 侵害訴訟は損害賠償金も重要だが、顧客に対して当社と侵害事業者との間の白黒をつけて見せることが重要だと考えている。その意味では「和解」は我々にとって意味がない。他方、裁判所は地裁でも高裁でもやたらに和解を押しつけてくる傾向がある。それもかなり強硬である。裁判所の姿勢は少しおかしいのではないか。また、訴訟は依然として時間がかかる。侵害論で1~2年、損害賠償論で1~1.5年かかっている。これでは勝訴しても特許期間が短くなって実質的には被害が大きい。

## 2. 損害賠償額の算定について

- 侵害事業者の会計書類等があれば損害賠償算定に資するのだが、裁判所の証拠取り寄せ命令は敷居が高く事実上使えない。したがって、損害賠償額の算定が難しく、結局のところ、侵害論で全勝しても、損害賠償額については(本来とれるかもしれない額の)5分の1くらいしか取れていないのではないかと思う。そのため、大企業はとりあえず侵害しておいて、訴訟で負けたらロイヤリティを払えばいいではないかという「侵害し得」の考え方になっているのではないか。
- 前回の専門調査会において議論された「実損の填補」については、1対1の関係では実損が填補できているのかもしれないと思うが、実際は1対多数(輸入販売業者等)になることも多いため、実損の填補が出来ているとは言いがたい。他にも、二セモノが出回ることで、「安く出来るではないか」などといわれ、値段を下げることになったこと等による逸失利益など間接的な損害も多いと感じる。
- 侵害し得に対抗するには3倍賠償が最も効果的だと思う。3倍賠償が片面的ではなく両面的であるべきなのは当然で、中小事業であっても侵害し得はだめだと考えている。また、意図せず侵害している場合もあると思うが、そういう場合は3倍賠償の対象から外せばいい。

## 3. 知財保険の充実

- 特許侵害訴訟にかかるコストは中小企業にとって負担が大きい。かつては「知財保険」が販売されており当社も加入していたが(当社もそれで訴訟対応が可能であった。)現在では販売されなくなってしまった。補助金よりも訴訟発生時に費用の補償を行う保険の仕組みの方がうまく機能すると思われる。訴訟費用について当事者の片方だけに肩入れできないため補助金などが難しいのはわかるが、知財立国を標榜する以上何か制度が欲しい。そうでないと事実上体力の弱い中小企業は訴訟で戦えない。大企業の侵害し得を助けるようなものである。何とかして欲しい。